

# 放送大学学習センター所長選考規程

平成5年1月20日

放送大学規程第5号

改正 平成10年4月9日、平成11年3月31日、平成12年3月30日、平成13年3月30日、平成14年12月25日、平成15年10月1日・12月10日、平成17年1月12日、平成18年1月11日・3月1日、平成19年1月10日・3月2日、平成20年1月16日、平成21年1月14日

(目的)

第1条 この規程は、学習センター所長（以下「所長」という。）の候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所長候補者の選考)

第2条 所長の候補者（以下「所長候補者」という。）の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に当たっては、評議会の意見を聴くものとする。

(選考の時期)

第3条 所長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 所長の任期が満了するとき。
- 二 所長が辞任を申し出たとき。
- 三 所長が欠員となったとき。

2 前項の選考は、同項第1号の場合は、原則として任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号の場合は、その事由が生じた後速やかに行うものとする。

(再選考)

第4条 所長候補者が辞退し、又は所長に就任することができなかったときは、前2条の規定により再選考を行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議に基づき、学長が定める。

附 則

この規程は、平成5年1月20日から施行し、平成5年4月1日以降就任する所長候補者の選考から適用する。

附 則（平成10年4月9日）

この規程は、平成10年4月9日から施行し、この規程による改正後の放送大学学習センター所長選考規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成10年4月9日以降就任する所長候補者の選考から適用する。ただし、地区学習センター長又は地域学習センター長から引き続き就任する所長は、改正後の規程により選考されたものとみなす。

附 則（平成11年3月31日）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1中東京多摩学習センターの項の改正規定は、平成13年10月1日から適用する。

附 則（平成14年12月25日）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月10日）

- 1 この規程は、平成15年12月10日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在職する所長の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成17年1月12日）

- 1 この規程は、平成17年1月12日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在職する所長の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成18年1月11日）

- 1 この規程は、平成18年1月11日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在職する所長の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月1日）

- 1 この規程は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在職する所長の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成19年1月10日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月2日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月16日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月14日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 放送大学学習センター所長選考規程の運用について（平成5年1月20日学長裁定）は、廃止する。